

滋賀県介護員養成研修事業実施要綱 新旧対照表

改 正 前	改 正 後
第1～第3（省略） 第4 受講対象者の確認 研修事業者は、受講対象者から受講申込があった時は、次のように本人確認を行うものとする。 1 本人確認 いずれかの方法で確認するものとする。 (1) 申込直近の戸籍謄本、戸籍抄本もしくは住民票の原本またはコピーの提出 (2) <u>住民基本台帳カード、マイナンバーカード、在留カード、健康保険証、運転免許証、パスポート、年金手帳、国家資格等の免許証または登録証のコピーの提出</u> 2 本人確認の時期 研修の受講申込時または初回のオリエンテーション（開講式）時 3 本人確認の際の留意点 (1) 受講申込み等を行った者が本人であるかどうか等を公的証明書により確認する趣旨であるため、受講申込書等に記載された現住所と本人確認書類の住所が同一であることまで求めるものではないこと。 (2) 本人確認を行う際には、受講対象者等に過度の負担をかけないように留意するとともに、<u>家庭内暴力の被害者等の方々に配慮すること。</u> 第5（省略） 第6 1 および2（省略） 3 補講 (1) 研修事業者は、受講者がやむを得ない事情で当該研修の一部を欠席した場合は、学則で定めた取扱いに従って補講を実施しなければならない。 (2) 補講の取扱いについては、次の事項をあらかじめ学則に定めておくこと。 ア 補講方法 イ 補講に要する費用 (3) 補講を受講するまでは、当該科目の修了評価を実施してはならない。 (4) 補講方法 ア 補講は教科単位で実施すること。 イ 補講については、原則、当該研修期間内で次のいずれかに該当する方法により実施するものとする。	第1～第3（省略） 第4 受講対象者の確認 研修事業者は、受講対象者から受講申込があった時は、次のように本人確認を行うものとする。 1 本人確認 いずれかの方法で確認するものとする。 (1) 申込直近の戸籍謄本、戸籍抄本もしくは住民票の原本またはコピーの提出 (2) マイナンバーカード、在留カード、健康保険証、運転免許証、パスポート、年金手帳、国家資格等の免許証または登録証のコピーの提出 2 本人確認の時期 研修の受講申込時または初回のオリエンテーション（開講式）時 3 本人確認の際の留意点 (1) 受講申込み等を行った者が本人であるかどうか等を公的証明書により確認する趣旨であるため、受講申込書等に記載された現住所と本人確認書類の住所が同一であることまで求めるものではないこと。 (2) 本人確認を行う際には、受講対象者等に過度の負担をかけないように留意すること。 第5（省略） 第6 1 および2（省略） 3 補講 (1) 研修事業者は、受講者がやむを得ない事情で当該研修の一部を欠席した場合は、学則で定めた取扱いに従って補講を実施しなければならない。 (2) 補講の取扱いについては、次の事項をあらかじめ学則に定めておくこと。 ア 補講方法 イ 補講に要する費用 (3) 補講を受講するまでは、当該科目の修了評価を実施してはならない。 (4) 補講方法 ア 補講は教科単位で実施すること。 イ 補講については、原則、当該研修期間内で次のいずれかに該当する方法により実施するものとする。

- ① 別途、研修教科の講師要件を満たす講師が担当する同一内容の講義・演習を実施し、受講させること。
- ② 研修事業者が同時期に実施している他の研修の同一内容の講義・演習を受講させること。
- ③ 県が指定している他の研修事業者が行う指定研修を受講することにより実施する場合には、研修事業者は、内容・構成・時間配分が一致している等同一内容の講座を実施していると認められる連携協力事業者として、事前に知事に介護員養成指定研修事業連携協力事業者届出書（取扱要領に定める様式第 14 号）を提出しなければならない。
- ④ ①から③で実施できないやむを得ない理由がある場合は、研修時間数（通信学習時間数を除く。）の概ね 1 割を限度として、研修教科（実技演習を除く。）なお、実技演習とは、介護職員初任者研修にあっては科目 9 の（6）から（11）および（15）の教科をいい、生活援助従事者研修にあっては科目 8 の（6）から（8）をいう。（以下同じ。）の内容のすべてを撮影、録画した映像、または研修科目のために制作されたビデオを研修事業者の管理下で視聴させ、出席していた場合と同等の内容を学習させた上で、レポートを提出させることにより、受講者の理解度を確認すること。
- ⑤ 実技演習、実習および「人権に関する基礎知識」の教科については、欠席教科を改めて受講することで補講修了とみなす。

第 7 ～ 第 9 （省略）

付 則

この要綱は、平成 13 年 2 月 15 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 14 年 1 月 31 日から施行する。ただし、9 の（2）の改正については、平成 14 年 3 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 16 年 9 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 19 年 3 月 27 日から施行する。ただし、3 の改正については、平成 18 年 4 月 1 日より適用する。

- ① 別途、研修教科の講師要件を満たす講師が担当する同一内容の講義・演習を実施し、受講させること。
- ② 研修事業者が同時期に実施している他の研修の同一内容の講義・演習を受講させること。
- ③ 県が指定している他の研修事業者が行う指定研修を受講することにより実施する場合には、研修事業者は、内容・構成・時間配分が一致している等同一内容の講座を実施していると認められる連携協力事業者として、事前に知事に介護員養成指定研修事業連携協力事業者届出書（取扱要領に定める様式第 14 号）を提出しなければならない。
- ④ 研修教科（実技演習を除く。なお、実技演習とは、介護職員初任者研修にあっては科目 9 の（6）から（11）および（15）の教科をいい、生活援助従事者研修にあっては科目 8 の（6）から（8）をいう。（以下同じ。））の内容のすべてを撮影、録画した映像、または研修科目のために制作されたビデオを視聴させ、出席していた場合と同等の内容を学習させた上で、レポートを提出させることにより、受講者の理解度を確認すること。
- ⑤ 実技演習、実習および「人権に関する基礎知識」の教科については、欠席教科を改めて受講することで補講修了とみなす。

第 7 ～ 第 9 （省略）

付 則

この要綱は、平成 13 年 2 月 15 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 14 年 1 月 31 日から施行する。ただし、9 の（2）の改正については、平成 14 年 3 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 16 年 9 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 19 年 3 月 27 日から施行する。ただし、3 の改正については、平成 18 年 4 月 1 日より適用する。

付 則
この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則
この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則
この要綱は、平成30年8月10日から施行する。

付 則
この要綱は、令和2年4月20日から施行する。

付 則
この要綱は、令和7年12月2日から施行する。

別紙1

研修科目、研修時間数および教科

I 介護職員初任者研修

(1) 研修科目および研修時間数

<u>科</u> <u>目</u>	<u>時間数</u>
<u>1. 職務の理解</u>	<u>6時間</u>
<u>2. 介護における尊厳の保持・自立支援</u>	<u>9時間</u>
<u>3. 介護の基本</u>	<u>6時間</u>
<u>4. 介護・福祉サービスの理解と医療との連 携</u>	<u>9時間</u>

付 則
この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則
この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則
この要綱は、平成30年8月10日から施行する。

付 則
この要綱は、令和2年4月20日から施行する。

付 則
この要綱は、令和7年12月2日から施行する。

付 則
この要綱は、令和8年9月15日から施行する。

別紙1

研修科目、時間数および教科

I 介護職員初任者研修

(削除)

5. 介護におけるコミュニケーション技術	6時間
6. 老化の理解	6時間
7. 認知症の理解	6時間
8. 障害の理解	3時間
9. こころとからだのしくみと生活支援技術	75時間
10. 振り返り	4時間
合 計	130時間
<u>修了評価（1時間以上）</u> <u>※全科目修了後に筆記試験による修了評価を実施すること。</u>	

（２）研修科目および教科

科 目	教 科
1 職務の理解 <u>（6時間）</u>	(1)多様なサービスの理解
	(2)介護職の仕事内容や働く現場の理解
2 介護における尊 厳の保持・自立支 援	(1)人権と尊厳を支える介護
	(2)自立に向けた介護
	(3)人権に関する基礎知識（2時間）

研修科目および時間数、教科

科 目	<u>時 間 数</u>	教 科
1 職務の理 解	<u>6 時間</u>	(1)多様なサービスの理解
		(2)介護職の仕事内容や働く現場の 理解
2 介護にお ける尊厳の 保持・自立	<u>(3)の2時 間を含む 計9時間</u>	(1)人権と尊厳を支える介護
		(2)自立に向けた介護
		(3)人権に関する基礎知識（2時間）

	<u>(9時間)</u>			支援		
3 介護の基本	<u>(6時間)</u>	(1)介護職の役割、専門性と多職種との連携		3 介護の基本	<u>6時間</u>	(1)介護職の役割、専門性と多職種との連携
		(2)介護職の職業倫理				(2)介護職の職業倫理
		(3)介護における安全の確保とリスクマネジメント				(3)介護における安全の確保とリスクマネジメント
		(4)介護職の安全				(4)介護職の安全
4 介護・福祉サービスの理解と医療との連携	<u>(9時間)</u>	(1)介護保険制度		4 介護・福祉サービスの理解と医療との連携	<u>9時間</u>	(1)介護保険制度
		(2)医療との連携とリハビリテーション				(2)医療との連携とリハビリテーション
		(3)障害福祉制度およびその他制度				(3)障害福祉制度およびその他制度
5 介護におけるコミュニケーション技術	<u>(6時間)</u>	(1)介護におけるコミュニケーション		5 介護におけるコミュニケーション技術	<u>6時間</u>	(1)介護におけるコミュニケーション
		(2)介護におけるチームのコミュニケーション				(2)介護におけるチームのコミュニケーション
6 老化の理解	<u>(6時間)</u>	(1)老化に伴うところとからだの変化と日常		6 老化の理解	<u>6時間</u>	(1)老化に伴うところとからだの変化と日常
		(2)高齢者と健康				(2)高齢者と健康
7 認知症の理解		(1)認知症を取り巻く状況		7 認知症の理	<u>6時間</u>	(1)認知症を取り巻く状況

	<u>(6時間)</u>	(2)医学的側面から見た認知症の基礎と健康管理	解		(2)医学的側面から見た認知症の基礎と健康管理
		(3)認知症に伴うこころとからだの変化と日常生活			(3)認知症に伴うこころとからだの変化と日常生活
		(4)家族への支援			(4)家族への支援
	8 障害の理解 <u>(3時間)</u>	(1)障害の基礎的理解		3時間	(1)障害の基礎的理解
		(2)障害の医学的側面、生活障害、心理・行動の特徴、かかわり支援等の基礎的知識			(2)障害の医学的側面、生活障害、心理・行動の特徴、かかわり支援等の基礎的知識
		(3)家族の心理、かかわり支援の理解			(3)家族の心理、かかわり支援の理解
	9 こころとからだのしくみと生活支援技術 <u>(7.5時間)</u>	【Ⅰ 基本知識の学習】＜10－13 時間程度＞ (1)介護の基本的な考え方	9 こころとからだのしくみと生活支援技術		【Ⅰ 基本知識の学習】＜10－13 時間程度＞ (1)介護の基本的な考え方
		(2)介護に関するこころのしくみの基礎的理解			(2)介護に関するこころのしくみの基礎的理解
		(3)介護に関するからだのしくみの基礎的理解			(3)介護に関するからだのしくみの基礎的理解

		【Ⅱ生活支援技術の学習】＜50－55 時間程度＞ (4)生活と家事				【Ⅱ生活支援技術の学習】＜50－55 時間程度＞ (4)生活と家事
		(5)快適な居住環境整備と介護				(5)快適な居住環境整備と介護
		(6)整容に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護				(6) 整容に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護
		(7)移動・移乗に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護				(7)移動・移乗に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護
		(8)食事に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護			75 時間	(8)食事に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護
		(9)入浴、清潔保持に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護				(9)入浴、清潔保持に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護
		(10)排泄に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護				(10)排泄に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護
		(11)睡眠に関したところとからだのしくみと自立に向けた介護				(11)睡眠に関したところとからだのしくみと自立に向けた介護
		(12)死にゆく人に関したところとからだの				(11)睡眠に関したところとからだのしくみと自立に向けた介護

的に実施すること。

演習については、小グループでの討論、事例などに基づく討議、ロールプレイ、調べ学習、実技演習、ふりかえりなど、創意工夫して行うこと。

なお、実技演習は科目9の(6)から(11)および(15)の教科をいう。

- ②別紙2「目標、評価の指針 I 介護職員初任者研修」を踏まえて実施すること。
- ③「科目9. ところとからだのしくみと生活支援技術」には、介護に必要な基礎的知識の理解の確認と、生活支援技術の習得状況の確認を含む。
- ④研修を実施する上で効果的と判断される場合は、「科目1. 職務の理解」および「科目10. 振り返り」において、施設の見学等の実習を活用することができる。ただし、実施方法は受講者全員が同一内容で実施すること。
- ⑤より効果的な研修となることをめざし、「科目9. ところとからだのしくみと生活支援技術」の「Ⅱ生活支援技術の学習」の中で、施設実習を7時間行うことができる。
- ⑥各教科内の時間配分については、内容に偏りがないように十分留意すること。
- ⑦施設見学と施設実習をともに実施する場合は、同じ施設（事業所）で実施すること。ただし、原則として受講者の勤務先とならないようにすること。

○研修の手順

研修は、原則として次の順に実施すること。

- ①研修開始にあたっては、開講式・オリエンテーションを実施して、研修受講にあたっての留意事項や補講方法など学則に記載されている事項について説明すること。
- ②次に科目1を実施して、研修受講者に研修の「指導の視点」を十分理解させること。
- ③次に科目2から科目8までの研修がより有効なものとなるよう、順序を工夫して実施すること。
- ④次に科目9は「Ⅰ基本知識の学習」、「Ⅱ生活支援技術の学習」、「Ⅲ生活支援技術演習」の順に実施すること。なお、各教科については、研修の質を高めるためにその順序を工夫して実施すること。
- ⑤さらにより効果的な研修となることをめざし、「9. ところとからだのしくみと生活支援技術」の「Ⅱ生活支援技術の学習」の適切な時期に、施設実習を7時間行うことができる。
- ⑥最後に科目10を実施すること。

的に実施すること。

演習については、小グループでの討論、事例などに基づく討議、ロールプレイ、調べ学習、実技演習、ふりかえりなど、創意工夫して行うこと。

- ②別紙2「目標、評価の指針 I 介護職員初任者研修」を踏まえて実施すること。
- ③「科目9. ところとからだのしくみと生活支援技術」には、介護に必要な基礎的知識の理解の確認と、生活支援技術の習得状況の確認を含む。
- ④研修を実施する上で効果的と判断される場合は、「科目1. 職務の理解」および「科目10. 振り返り」において、施設の見学等の実習を活用することができる。ただし、実施方法は受講者全員が同一内容で実施すること。
- ⑤より効果的な研修となることをめざし、「科目9. ところとからだのしくみと生活支援技術」の「Ⅱ生活支援技術の学習」の中で、施設実習を7時間行うことができる。
- ⑥各教科内の時間配分については、内容に偏りがないように十分留意すること。
- ⑦施設見学と施設実習をともに実施する場合は、同じ施設（事業所）で実施すること。ただし、原則として受講者の勤務先とならないようにすること。

○研修の手順

研修は、原則として次の順に実施すること。ただし、補講の際の取扱いはこの限りではない。

- ①研修開始にあたっては、開講式・オリエンテーションを実施して、研修受講にあたっての留意事項や補講方法など学則に記載されている事項について説明すること。
- ②「科目1. 職務の理解」を最初に行い、「科目10. 振り返り」を最後に行うこと。ただし、「科目2. 介護における尊厳の保持・自立支援」の「(3)人権に関する基礎知識」はこの限りでない。また、他科目についても、受講生の学習内容の理解に資するよう、学習の順序を十分考慮の上、研修日程等を設定すること。

Ⅱ 生活援助従事者研修

(削除)

(1) 研修科目および研修時間数

科 目	時間数
1. 職務の理解	2時間
2. 介護における尊厳の保持・自立支援	6時間
3. 介護の基本	4時間
4. 介護・福祉サービスの理解と医療との連携	3時間
5. 介護におけるコミュニケーション技術	6時間
6. 老化と認知症の理解	9時間
7. 障害の理解	3時間
8. こころとからだのしくみと生活支援技術	24時間
9. 振り返り	2時間
合 計	59時間
修了評価（30分以上） ※全科目修了後に筆記試験による修了評価を実施すること。	

(2) 研修科目および教科		
科 目	教 科	
1 職務の理解 <u>(2時間)</u>	(1)多様なサービスの理解	
	(2)介護職の仕事内容や働く現場の理解	
2 介護における尊厳の保持・自立支援 <u>(6時間)</u>	(1)人権と尊厳を支える介護	
	(2)自立に向けた介護	
	(3)人権に関する基礎知識 (2時間)	
3 介護の基本 <u>(4時間)</u>	(1)介護職の役割、専門性と多職種との連携	
	(2)介護職の職業倫理	
	(3)介護における安全の確保とリスクマネジメント	
	(4)介護職の安全	
4 介護・福祉サービスの理解と医療との連携 <u>(3時間)</u>	(1)介護保険制度	
	(2)医療との連携とリハビリテーション	
	(3)障害福祉制度およびその他制度	
5 介護におけるコミュニケーション技術 <u>(6時間)</u>	(1)介護におけるコミュニケーション	
	(2)介護におけるチームのコミュニケーション	
6 老化と認知症の理解 <u>(9時間)</u>	(1)老化に伴うところとからだの変化と日常	
	(2)高齢者と健康	
	(3)認知症を取り巻く状況	

研修科目および、時間数、教科		
科 目	時 間 数	教 科
1 職務の理解	<u>2 時間</u>	(1)多様なサービスの理解
		(2)介護職の仕事内容や働く現場の理解
2 介護における尊厳の保持・自立支援	<u>(3)の2時間を含む 計6時間</u>	(1)人権と尊厳を支える介護
		(2)自立に向けた介護
		(3)人権に関する基礎知識 (2時間)
3 介護の基本	<u>4 時間</u>	(1)介護職の役割、専門性と多職種との連携
		(2)介護職の職業倫理
		(3)介護における安全の確保とリスクマネジメント
		(4)介護職の安全
4 介護・福祉サービスの理解と医療との連携	<u>3 時間</u>	(1)介護保険制度
		(2)医療との連携とリハビリテーション
		(3)障害福祉制度およびその他制度
5 介護におけるコミュニケーション技術	<u>6 時間</u>	(1)介護におけるコミュニケーション
		(2)介護におけるチームのコミュニケーション
6 老化と認知症の理解	<u>9 時間</u>	(1)老化に伴うところとからだの変化と日常
		(2)高齢者と健康
		(3)認知症を取り巻く状況

		(4) 医学的側面から見た認知症の基礎と健康管理			(4) 医学的側面から見た認知症の基礎と健康管理
		(5) 認知症に伴うこころとからだの変化と日常生活			(5) 認知症に伴うこころとからだの変化と日常生活
		(6) 家族への支援			(6) 家族への支援
	7 障害の理解 (3時間)	(1) 障害の基礎的理解		3時間	(1) 障害の基礎的理解
		(2) 障害の医学的側面、生活障害、心理・行動の特徴、かかり支援等の基礎的知識			(2) 障害の医学的側面、生活障害、心理・行動の特徴、かかり支援等の基礎的知識
		(3) 家族の心理、かかり支援の理解			(3) 家族の心理、かかり支援の理解
	8 こころとからだのしくみと生活支援技術 (24時間)	【Ⅰ 基本知識の学習】 (1) 介護の基本的な考え方		24時間	【Ⅰ 基本知識の学習】 (1) 介護の基本的な考え方
		(2) 介護に関するこころのしくみの基礎的理解			(2) 介護に関するこころのしくみの基礎的理解
		(3) 介護に関するからだのしくみの基礎的理解			(3) 介護に関するからだのしくみの基礎的理解
		【Ⅱ 生活支援技術の学習】 (4) 生活と家事			【Ⅱ 生活支援技術の学習】 ○研修カリキュラムの作成にあたっての留意事項⑤参照 (4) 生活と家事
		(5) 快適な居住環境整備と介護			(5) 快適な居住環境整備と介護
		(6) 移動・移乗に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護			(6) 移動・移乗に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護
		(7) 食事に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護			(7) 食事に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護

	(8)睡眠に関したところとからだのしくみと自立に向けた介護
	(9)死にゆく人に関したところとからだのしくみと終末期介護
	【Ⅲ生活支援技術演習】 (10)介護過程の基礎的理解
9 振り返り (2時間)	(1)振り返り
	(2)就業への備えと研修修了後における継続的な研修

		(8)睡眠に関したところとからだのしくみと自立に向けた介護
		(9)死にゆく人に関したところとからだのしくみと終末期介護
		【Ⅲ生活支援技術演習】 (10)介護過程の基礎的理解
9 振り返り	2 時間	(1)振り返り
		(2)就業への備えと研修修了後における継続的な研修
合計	59時間	
<u>修了評価（30 分以上）</u> <u>※全科目修了後に筆記試験による修了評価を実施すること。</u>		

○研修カリキュラムの作成にあたっての留意事項

- ①研修の効果をより高めるため、講義と演習を一体的に実施すること。一体的とは「科目全体」において講義と演習が実施されていればよく、科目の「教科ごと」において一体的でなくてもよい。ただし、科目8の実技演習のある教科は一体的に実施すること。
演習については、小グループでの討論、事例などに基づく討議、ロールプレイ、調べ学習、実技演習、振り返りなど、創意工夫して行うこと。
なお、実技演習は科目8の（6）から(8)の教科をいう。
- ②別紙2「目標、評価の指針 Ⅱ生活援助従事者研修」を踏まえて実施すること。
- ③「科目8. ところとからだのしくみと生活支援技術」には、介護に必要な基礎的知識の理解の確認と、生活支援技術の習得状況の確認を含む。
- ④研修を実施する上で効果的と判断される場合は、「科目1. 職務の理解」および「科目9. 振り返り」において、施設の見学等の実習を活用することができる。ただし、実施方法は受講者全員が同一内容で実施すること。

○研修カリキュラムの作成にあたっての留意事項

- ①研修の効果をより高めるため、講義と演習を一体的に実施すること。一体的とは「科目全体」において講義と演習が実施されていればよく、科目の「教科ごと」において一体的でなくてもよい。ただし、科目8の実技演習のある教科は一体的に実施すること。
演習については、小グループでの討論、事例などに基づく討議、ロールプレイ、調べ学習、実技演習、振り返りなど、創意工夫して行うこと。
- ②別紙2「目標、評価の指針 Ⅱ生活援助従事者研修」を踏まえて実施すること。
- ③「科目8. ところとからだのしくみと生活支援技術」には、介護に必要な基礎的知識の理解の確認と、生活支援技術の習得状況の確認を含む。
- ④研修を実施する上で効果的と判断される場合は、「科目1. 職務の理解」および「科目9. 振り返り」において、施設の見学等の実習を活用することができる。ただし、実施方法は受講者全員が同一内容で実施すること。
- ⑤より効果的な研修となることをめざし、「科目8. ところとからだのしくみと生

⑤より効果的な研修となることをめざし、「科目8. ころとからだのしくみと生活支援技術」の「Ⅱ生活支援技術の学習」の中で、移動・移乗に関連した実習を2時間実施すること。

⑥各教科内の時間配分については、内容に偏りがないように十分留意すること。

⑦施設見学と施設実習をともに実施する場合は、同じ施設（事業所）で実施すること。ただし、原則として受講者の勤務先とならないようにすること。

○研修の手順

研修は、原則として次の順に実施すること。

①研修開始にあたっては、開講式・オリエンテーションを実施して、研修受講にあたっての留意事項や補講方法など学則に記載されている事項について説明すること。

②次に科目1を実施して、研修受講者に研修の「指導の視点」を十分理解させること。

③次に科目2から科目7までの研修がより有効なものとなるよう、順序を工夫して実施すること。

④次に科目8は「Ⅰ基本知識の学習」、「Ⅱ生活支援技術の学習」、「Ⅲ生活支援技術演習」の順に実施すること。なお、各教科については、研修の質を高めるためにその順序を工夫して実施すること。

⑤さらにより効果的な研修となることをめざし、「科目8. ころとからだのしくみと生活援助技術」の「Ⅱ生活支援技術の学習」の適切な時期に施設実習を行うことができる。

⑥最後に科目9を実施すること。

別紙2 から 別紙3 （省略）

別紙4 実習施設

1. 施設・居住型

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、

介護医療院、介護療養型医療施設、認知症高齢者グループホーム、

特定施設入居者生活介護の指定を受けた有料老人ホーム、

生活介護事業を行う指定障害者支援施設、医療型障害児入所施設

別紙5以降（省略）

活支援技術」の「Ⅱ生活支援技術の学習」の中で、移動・移乗に関連した実習を2時間実施すること。

⑥各教科内の時間配分については、内容に偏りがないように十分留意すること。

⑦施設見学と施設実習をともに実施する場合は、同じ施設（事業所）で実施すること。ただし、原則として受講者の勤務先とならないようにすること。

○研修の手順

研修は、原則として次の順に実施すること。ただし、補講の際の取扱いはこの限りではない。

①研修開始にあたっては、開講式・オリエンテーションを実施して、研修受講にあたっての留意事項や補講方法など学則に記載されている事項について説明すること。

②「科目1. 職務の理解」を最初に行い、「科目9. 振り返り」を最後に行うこと。
ただし、「科目2. 介護における尊厳の保持・自立支援」の「(3)人権に関する基礎知識」はこの限りでない。また、他科目についても、受講生の学習内容の理解に資するよう、学習の順序を十分考慮の上、研修カリキュラム、研修日程を設定すること。

別紙2 から 別紙3 （省略）

別紙4 実習施設

1. 施設・居住型

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、

介護医療院、認知症高齢者グループホーム、

特定施設入居者生活介護の指定を受けた有料老人ホーム、

生活介護事業を行う指定障害者支援施設、医療型障害児入所施設

別紙5以降（省略）

